

Golden Smile Project いしかわ 会則

第1章 総則

第1条（名称）

この団体は、「Golden Smile Project いしかわ」（以下、「本会」という。）と称する。

第2条（事務所）

本会は、主たる事務所を金沢医科大学小児科医局（以下、「本教室」という）に置く。

第2章 目的および事業

第3条（目的）

本会は、小児がんに関する正しい知識と理解を広め、当事者やその家族の経験を社会に伝えることで、小児がん患者とその家族が生きやすい社会の実現を目的とする。

第4条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 小児がんに関する普及啓発活動（講演会、SNS 発信、パンフレット配布など）
2. 小児がん経験者および家族の体験共有の場（くるみカフェ等）を支援・運営
3. 小児がん患者・家族・きょうだいの声を社会に届ける活動
4. 小児がんに関する調査・研究・政策提言
5. 小児がんに関する情報の収集と発信
6. その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条（会員の種別）

本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体

2. 賛助会員 本会の活動を支援するために入会した個人または団体

第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、所定の手続きにより申し込むものとする。

第7条（会費）

会員は、総会の決議により定められた年会費を納入しなければならない。

正会員：無料

賛助会員：30,000円（一口）とする

第4章 役員

第8条（役員の種別）

本会には、次の役員を置く。

- * 代表（1名）
- * 副代表（若干名）
- * 会計（1名）
- * 監事（1名）
- * その他必要に応じて事務局などを設置することができる

第9条（役員の選任と任期）

役員は、総会で選任し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第5章 会議

第10条（総会）

1. 本会の最高意思決定機関は総会とし、年1回以上開催する。
2. 総会は正会員の過半数の出席（委任状含む）をもって成立する。

第11条（議決）

議事は出席者の過半数をもって決する。

第6章 会計

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（資産）

本会の資産は、次に掲げるものをもって充てる。

1. 会費
2. 寄付金
3. 事業収入
4. その他の収入

第14条（会計報告）

会計は、毎年度の収支決算を作成し、監事の監査を受けたうえで総会に報告する。

第7章 解散

第15条（解散）

本会は、総会において正会員の3分の2以上の同意をもって解散することができる。

第16条（残余財産）

解散時の残余財産は、公益的な目的に沿う他の団体に寄付する。

第8章 雑則

第17条（会則の変更）

この定款は、総会の議決を経て変更することができる。

役員一覧

- * 代表（1名） 伊川泰広
- * 副代表（若干名） 木村美代、山崎誠二、若岡真紀
- * 会計（1名） 前原彩乃
- * 監事（1名） 真田浩一